

新たに65歳になる方の介護保険料について

市・介護支援課からのお知らせ



新たに65歳になる方の介護保険料について



65歳になる方は第1号被保険者として留萌市が定めた介護保険料を、誕生日を含む月分1日生まれの方は前月分から納めていただくこととなります。

65歳になる方には、ピンク色の被保険者証が交付されます。後日、誕生日から月割計算された介護保険料の納付書を送付いたしますので、期日までに納めて下さい。

なお、40歳から64歳までの方は第2号被保険者として、それぞれの医療保険から納めていただいております。

介護保険料については、第1号被保険者の方は留萌市に、第2号被保険者の方はそれぞれの医療保険の保険者にお問い合わせください。

例：今年の9月2日に65歳になる方の月割計算

年額 48,800円(第4段階：本人が住民税非課税で世帯に課税者がいる)の場合

48,800円 ÷ 12カ月 × 7カ月() = 28,466円
9月から翌年3月まで。

平成19年度介護保険料 28,400円	第2期(納期9月末) 9,600円
	第3期(納期11月末) 9,400円
	第4期(納期1月末) 9,400円

今年65歳になる方の保険料の年金からの天引き

今年65歳になる方の保険料の年金からの天引きは、次のとおりです。

- 平成19年4月2日から10月1日生まれの方は、平成20年4月年金から天引きされます。
- 平成19年10月2日から平成20

介護保険料の未納について

年4月1日生まれの方は、平成20年10月年金から天引きされます。

年金からの天引きになる前は、納付書払いになります。

なお、年金からの天引きは、老齢年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給している方が対象になります。

保険料を未納のままにしていると介護サービスを受けるときに下記のような措置がとられます。

第2期の納付期限は、10月1日です。

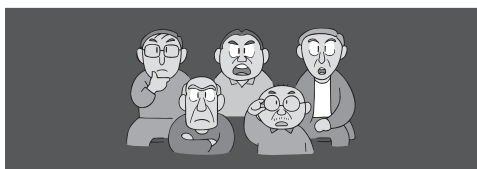
なお、保険料の納付には、分割納付の制度もありますので、お気軽にご相談ください。

市・介護支援課
☎49・2558

未納期間	とられる措置
1年以上1年6カ月未満	介護サービス費用の全額支払申請により、費用の9割を払戻
1年6カ月以上2カ年未満	介護サービス費用の全額支払申請により、費用の9割から保険料未納額を差し引いて払戻
2年以上	自己負担割合3割(通常は1割)支払いが高額になったときに支給される高額サービス費の支給なし

皆さんは、ご存知ですか？ 「北海道苦情審査委員制度」のこと

北海道知事室道政相談センターからのお知らせ



道の仕事に関して、皆さん自身の利害にかかわる苦情は、苦情審査委員へお申し立てください。苦情の解決に向けて、簡易な手続きで、苦情審査委員が中立的な立場から、道の業務や制度の内容を調査するなど、迅速に処理します。

○苦情の窓口は、道庁の道政相談センターのほか、各支庁の「道政相談室」となっています。

○制度の概要と苦情申立書をセットにしたリーフレットを用意していますので、必要な方は苦情の窓口へ連絡してください。

○道のホームページでも、苦情審査委員制度をお知らせしています。トップページの相談窓口「道政一般」からご覧ください。

○苦情の申し立て方法は、所定の「苦情申立書」により、郵送、ファックス、電子メール、道のホームページからでも申し立てができます。

北海道知事室道政相談センター
☎011・204・5022
☎011・241・8181
FAX 011・241・8181
留萌支庁総務課道政相談室
☎42・8405

留萌郵便局からのお知らせ

10月1日から、留萌郵便局は民営化により、次の2つの会社としてスタートしますが、引き続き郵便・貯金・保険のサービスをご提供させていただきます。

■郵便事業株式会社留萌支店
郵便(集荷、配達、再配達)
☎42・1515

■留萌郵便局
郵便窓口サービス、貯金、保険
☎42・0590または
☎42・0377

記事誤りについて(お詫び)

広報の8月号の「劇団青年団」ソウル市民1919『留萌公演』について、日時に誤りがありました。ここに訂正し、お詫びいたします。

誤…9月15日(土)、9月16日(日)
正…9月14日(金)、9月15日(土)

プレイガイドは、中央公民館及び生涯学習課となります。

市・企画調整課広報担当
☎42・1809

編集・発行

留萌市政策経営室企画調整課

広報のまいへのお問合せ

〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地『広報のまい』係

☎0164-42-1809 / FAX 0164-43-8778

ホームページ <http://www.e-rumoi.jp/>

Eメールアドレス koucyou@e-rumoi.jp

クイズの応募方法

「答え、意見・要望、氏名、住所、性別、職業、電話、電子メールアドレス」を記入し、ハガキ、電子メール、FAXで上記まで送ってください。応募者の中から抽選で5名に『商品券』が当たります!! 応募期限は9月25日です。

●人の動き●平成19年7月末現在。()は前月比

人	男	女	世帯
26,347 (-69)	12,768 (-48)	13,579 (-21)	12,695 (-35)

2007年9月号 / 通巻594号 印刷 / 留萌印刷(株)
この広報誌は、再生紙を使用しています

得 クイズのつぼ

先月号のクイズの答えは、昭和59年5月3日です。
(問題は、「留萌市平和都市宣言は、昭和 年 月 日に宣言されたものでしょう。に入る文字をお答えください。」でした。)

今月号のクイズ
「今の特集『防災 - 日頃から災害に備えて被害を最小限に!』から問題です。8月30日から9月5日までは 週間ですが、に入る文字をお答えください。
(ヒント: 2ページをご覧ください。)

ほんのちょっとした油断が重大な事故につながります。気を引き締めて運転しましょう。